

家庭ごみ有料化制度について

(1) 目的と期待する効果

市川市においては、さらなるごみの減量・資源化に向けた方策の一つとして、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することを目的に、家庭ごみ有料化制度の導入を図るものである。

① ごみの発生・排出抑制

手数料の負担を減らそうとする経済的な動機づけを活用し、ごみの発生・排出の抑制を図る。

② 分別排出の促進

ごみの発生・排出の抑制に加えて、資源物の分別排出を促進することで、ごみ処理量の削減と資源化の推進を図る。

また、制度を導入することで、次のような効果も期待できる。

- ごみの減量や分別に関する市民意識の向上と、ごみ減量・資源化につながる市民の行動の促進
- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の向上
- 最終処分量の削減と埋め立て処分への依存の低減
- クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設費や運営費の削減
- ごみ焼却等に伴う温室効果ガスの排出抑制

(2) 家庭ごみ有料化制度の仕組み

① 対象品目

対象品目については、家庭ごみ有料化の目的、ごみの出し方、市民の受容性等を勘案して決定していく必要がある。

ア ごみ

最終処分その他市依存やクリーンセンターの老朽化などのごみ処理の問題に対応し、ごみの焼却量や最終処分量の削減を図るために、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」については、手数料徴収の対象とする必要がある。

なお、蛍光管や水銀体温計などの「有害ごみ」については、他のごみへの混入を防止し、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先する観点から、従来どおり無料で収集することが適当である。

対象：燃やすごみ、燃やさないごみ

対象外：有害ごみ

イ 資源物

循環型社会の形成に向けて、取り組みの優先順位の高い廃棄物等の発生抑制を推進していく必要があること。また、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の処理費用がかかっており、受益と負担の公平性の面から「資源物」であっても「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方がある。

一方で、分別の促進を重視するという観点から、手数料徴収の対象とする場合でも「ごみ」よりも低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することも考えられる。

○ビン・カン・紙類・布類

ビン・カンについては、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトなどにより排出量が比較的大きく減少している。

紙類・布類については、紙箱や包装紙などの雑がみや再利用可能な衣類の分別排出を促進する必要性があり、また手数料徴収のために指定袋制を採用する場合にはごみの出し方を変更する必要がある。

このため、従来どおり無料で収集することが適当と考えられる。

対象外：ビン・カン

対象外：紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

○プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類については、分別収集の実施によりリサイクルが進んだ一方で発生抑制が十分に進んでいない現状があり、循環型社会の形成や地球温暖化対策を重視する観点からは、手数料徴収の対象として検討する必要がある。

一方で、分別排出の促進を優先することや、資源物を分別排出する市民の受容性の観点からは、従来どおり無料としていくという考え方もある。

② 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法については、

- ・市民にとって、排出方法が簡単で分かりやすいこと
- ・指定袋の個数（枚数）や大きさ（容量）によって、排出量を把握することが容易であること
- ・収集時において手数料が支払われた適正な排出かどうか確認しやすいことから、他市町村でも広く採用されている有料指定袋の販売による方式が適当である。

③ 料金体系

料金体系については、

- ・最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと
 - ・仕組みが単純で、市民にとって分かりやすいこと
 - ・排出量に応じて、広く市民が一定の費用を公平に負担するものであり、受益と負担の関係性が明確であること
- などから、多くの都市で採用されている「排出量単純比例型」とすることが適当である。

④ 料金水準

家庭ごみの有料化は、ごみの発生・排出抑制及び分別促進を図ることが主な目的であることから、ごみを減らそうとする経済的な動機付けが働き、ごみの削減目標の達成に向けた排出抑制効果が期待できる料金水準に設定する必要がある。

一方で、市民の理解を得られるよう、ごみ減量や分別に前向きに努力する世帯にとって過大な負担とならない料金水準であることも重要である。

そのため、ごみの減量・資源化への効果、市民の受容性、他市の料金水準及びごみ処理費用に対する負担割合を考慮した上で、指定袋の容量1リットルあたり〇～〇円程度の料金水準とすることが適当である。

なお、プラスチック製容器包装類を手数料徴収の対象とする場合には、分別を促進する観点から、この半額程度とすることが望ましい。

⑤ 指定袋の大きさ・形状

有料指定袋の大きさについては、各世帯がごみ排出量に応じて袋の容量が選択でき、ごみの減量と分別の動機付けが働くように、現行よりも小容量のものを追加するなどして、複数の大きさの指定袋を用意する必要がある。

また、形状については、市民の利便性・取り扱いのしやすさなどを考慮したものとするのが適当である。

⑥ 手数料の減免等

家庭ごみ有料化制度においては、排出量に応じた手数料負担が原則であるが、減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象としてなじまないごみについては、減免や支援措置の対象とすることが適当である。

(具体的な例)

- ・乳幼児、高齢者、障害者等の紙おむつ
- ・ボランティアによる清掃活動で集めたごみ
- ・現状で指定袋の使用が不要である剪定枝

なお、一定の経済的困窮者に対する減免措置については、手数料水準に応じた負担の程度を考慮して、その必要性を検討することが望ましい。

(3) 制度導入にあたっての留意事項等

① 市民への説明・周知

家庭ごみ有料化制度の導入は、市民に新たな費用負担を求めるものであることから、円滑な制度の導入やごみ減量効果を高めるためには、市民の理解と協力を得ることが重要であり、制度を導入する背景と目的、期待される効果などについて、市民に分かりやすく説明し、周知徹底していく必要がある。

そのためには、市民説明会の開催、広報紙やホームページによる情報発信など、多様な手段による周知活動を実施していくことが重要であり、特に、市外からの転入者や行政からの情報が伝わりにくい単身者、外国人などへの周知方法については工夫が求められる。

② 不適正排出・不法投棄への対応

家庭ごみ有料化制度の導入する場合、排出ルールを守らない不適正排出や不法投棄が増加するおそれがある。

そのため、各地域のじゅんかんパートナーや自治会のほか、集合住宅の管理者等と連携して基本的な排出ルールの周知を進めるとともに、パトロールの強化や排出指導を通じて、ルール違反の未然防止対策の強化を図ることが必要である。

③ 手数料収入の使途・活用方法

家庭ごみ有料化制度の導入に伴う手数料収入については、その金額や使途を明確化し、市民に分かりやすく公表していくことが必要である。

また、家庭ごみの有料化は、さらなるごみの減量・資源化を進めるための方策の一つであり、家庭ごみの発生・排出抑制及び分別排出を促進することが目的であることから、ごみの減量・資源化に前向きに取り組む市民や地域への支援策の充実に活用していくことが望ましい。